

令和8年度アートの手法を活用した学び推進事業 (表現コミュニケーションプログラム) 業務委託 仕様書 (案)

1 目的

学校教育の現場に、演劇・ダンス等の表現手法や対話的鑑賞の手法を取り入れ、児童生徒の表現力・コミュニケーション能力の向上及び自己肯定感・非認知能力の育成を図ることを目的とする。また、ファシリテーター等の人材育成、教育関係者や自治体関係者に対し、当事業の理解促進と継続的な実施に向けた体制構築を図る。

2 業務委託名

令和8年度アートの手法を活用した学び推進事業(表現コミュニケーションプログラム)業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日(日)まで

4 業務内容

(1) アートの手法を活用した学び単発型表現コミュニケーションプログラムの実施

ア 実施場所及び回数

- ・委託者と協議のうえ決定するプログラム実施校において、アートの手法を活用した学びプログラムを実施する。
- ・2校×1回程度実施すること。

イ 実施校の公募及び決定

- ・実施校の公募及び選定に際しては、委託者の求めに応じ、助言その他必要な協力を行うこと。
- ・学校から相談や問い合わせがあった場合には、適宜相談に応じること。

ウ プログラムの企画・運営・実施

- ・プログラム実施に係る学校との調整を含む業務全般
- ・プログラムの企画にあたっては、演劇やダンス等、事業目的に即したアートの手法を用い、学校の実施目的に沿う内容とすること。

(2) アートの手法を活用した学びモデルパッケージ校表現コミュニケーションプログラムの実施

ア 実施場所及び回数

- ・委託者と協議のうえ決定する学校において、複数回のプログラム実施と教員に向けたワークショップを実施する。
- ・プログラム実施は2校×4回程度行うこと。
- ・教員向けワークショップは各校1回程度実施すること。

イ 実施校の公募及び決定

- ・実施校の公募及び選定に際しては、委託者の求めに応じ、助言その他必要な

協力を行うこと。

- ・学校から相談や問い合わせがあった場合には、適宜相談に応じること。

ウ プログラムの企画・運営・実施

- ・プログラム実施に係る学校との調整を含む業務全般
- ・プログラムの企画にあたっては、演劇やダンス等、事業目的に即したアートの手法を用い、学校の実施目的に沿う内容とすること。
- ・プログラム実施においては、実施日当日の取材受け入れを積極的に行い、本事業を取り入れたい教育関係者等への認知度向上及び理解の促進を図ること。
- ・教員向けワークショップ実施にあたっては、対象校の教員に限定せず、地域内の教育関係者、他校教員、文化芸術関係者等も参加可能とするなど、幅広い関係者が参画できる形態とすること。

(3) 当事業の認知度向上のための広報業務

- ・当事業の認知度向上のため、モデルパッケージ校プログラム実施の広報や、取材対応、記録写真、動画の撮影、メディア向けのプレスリリース作成等を行うこと。

(4) 人材育成業務

- ・プログラムの実施を担える県内のファシリテーターを対象とした人材の育成、研修の機会を設けること。

5 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

6 委託費の範囲

本委託費には、プログラム実施費、人件費、旅費、教員研修費、会議・打合せ費、広報費、事務局運営費、記録・報告書作成費その他本事業の実施に必要な一切の経費を含むものとする。ただし、機器購入費、接遇費、受託者の一般管理費、学校側が負担すべき経費、その他委託業務に直接必要と認められない経費は含まないものとする。

なお、経費の区分に関し疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、当該費用の帰属を定めるものとする。

7 県への報告

- (1) 受託者は、業務実施計画書（任意様式）を作成し、契約の日から2週間以内に委託者に提出する。
- (2) 受託者は、委託者から要求があった場合は速やかに進捗状況を報告するものとする。
- (3) 受託者は、委託業務完了後2週間以内に委託業務完了報告書を委託者に提出する。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出する。

- ・各種制作物一式
- ・業務完了報告書
- ・その他、県が必要と認める書類

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

10 業務に要する経費の限度額

3,652,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

11 その他

- (1) 本事業は、委託者が委託する事業のため、事業の成果等は委託者に帰属する。
- (2) 次の一般的な事項にも注意すること。
 - ア 制作する成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと。
 - イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
 - カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には利用しないこと。
- (3) 選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託候補者が細部を協議の上で、契約を締結するものとする。
- (4) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。